

2020年度

一般社団法人 全国LPガス協会 会員の皆様へ

LPライフNEO

(LPガス供給設備機器総合保険)の ご案内

保険期間

2020年10月1日午前0時 ~
2021年10月1日午後4時 まで



【引受保険会社】

東日本地区幹事会社 損害保険ジャパン株式会社
西日本地区幹事会社 東京海上日動火災保険株式会社

(引受保険会社は募集時点のものです。引受割合につきましては都道府県協会窓口までお問い合わせください。)

【取扱代理店】

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団

基本補償(物損補償)

■加入の方法

原則として都道府県ごとに販売所等の単位でご加入ください(「個別加入方式」)。

複数の販売所等を有する事業者は、ご希望により事業者の当社が一括して加入の手続きを行うことができます(「本社一括加入方式」)。

■保険の対象

LPガス事業者が所有する消費者宅設置の家庭・業務用(簡易ガス、工業用除く)の以下の供給設備機器(ただし、LPガス容器については設置場所・保管場所等を問わず補償。)

※1 LPガス容器は(口)のタイプに加入した場合のみ、補償対象となります。

※2 火災・爆発は(口)のタイプに加入した場合に、消費者宅設置以外のLPガス容器のみが補償対象となります。

対象となるもの

「LPガス容器(バルク容器は除く)」、「LPガスメーター」、「調整器(ホース含む)」、「供給管」

■補償の内容

家庭・業務用(簡易ガス、工業用除く)LPガスに関連するLPガス供給設備機器を対象とし、補償の対象とならない損害を除き保険期間中に日本国内で不測かつ突発的な事故によって保険の対象に直接生じた損害を補償します。



水災
(全損のみ)



風災



雹災



雪災



落雷



盗難



その他偶然な
破損事故

消費者宅設置以外のLPガス容器のみを対象((口)のタイプに加入の場合)



火災・爆発

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

損害保険金:保険の対象(ご契約の対象となる動産)について直接発生した損害について協定保険価額を限度に保険金をお支払いします。

・全損の場合は、協定保険価額が損害額となります。

・全損に至らない場合は損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費を損害額とします。

1

・(口)に加入の際、消費者宅設置以外のLPガス容器が火災・爆発で罹災の際は1事故につき5万円の免責金額を適用します。損害保険金のお支払いが1事故で保険金額(1販売所単位当たりの合計金額)に相当する額になったときは、免責金額を適用いたしません。

・保険金のお支払いは何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1事故で保険金額(1販売所単位当たりの合計金額)に相当する額になったときは、保険契約は損害発生時に終了します。

2

引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠及び書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

※1 本制度では普通保険約款記載の臨時費用保険金はお支払いいたしません。

※2 本制度では普通保険約款記載の費用を残存物取片付け費用保険金はお支払いいたしません。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険受取人の故意もしくは重過失または法令違反による損害
- 戦争、内乱、地震もしくは噴火またはこれらによる津波等による損害
- 自然消耗、性質によるさび・かび・変質・変色、およびねずみ食い等によりその部分に生じた損害
- 電気的事故、機械的事故(ただし、これによって火災または破裂、爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合は保険金を支払います。)
- 修理、清掃等の作業上の過失、または技術の拙劣によって生じた損害
- 核燃料物質やこれによって汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象の瑕疵によって生じた損害
- 置き忘れ、紛失によって生じた損害
- 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害

等

■免責金額

なし

ただし火災・爆発（（ロ）のタイプに加入の場合に消費者宅設置以外のLPガス容器のみが対象）は1事故につき5万円を適用。

■支払限度額

協定保険価額が限度



水災の場合の全損の定義

LPガス容器、LPガスメーター、調整器（ホース含む）、供給管の区分ごとに以下の通りとします。

① LPガス容器について

- ・第三者によって保険の対象が修理不能であることを証明する書類が発行された場合
- ・検査（所定の指定容器検査機関または容器検査所の登録を受けた業者による）の結果、使用不能となった場合
- ・保険の対象の損傷を修繕するために要する額が保険価額の全額に相当する額を超える場合

※全損保険金を受け取る場合は保険の対象の再利用はできません。

② LPガスメーター、調整器（ホース含む）、供給管

- ・第三者によって保険の対象が修理不能であることを証明する書類が発行された場合
- ・水没、流出、埋没した場合
- ・保険の対象の損傷を修繕するために要する額が保険価額の全額に相当する額を超える場合

■年間保険料（全国共通）

（イ） タイプ	LPガス容器以外の消費者宅に設置された LPガス供給設備機器一式	1消費者戸数あたり 50円 ※消費者戸数は家庭・業務用のガスメーター数とします
（ロ） タイプ	LPガス容器一式	LPガス容器1本あたり 10円

※1 ご加入の際は（イ）、（ロ）のタイプのいずれかまたは両方にご加入いただきます。ご加入の際は加入するタイプの対象機器について所有する全ての保険対象物に保険を付保します。保険対象物の一部のみ加入することはできません。

※2 LPガス容器は（ロ）に加入した場合のみ、補償対象になります。（ロ）のタイプに加入の場合は、他社に貸与しているLPガス容器を含めて所有する全てのLPガス容器に保険を付保します。

※3 消費者戸数、LPガス容器本数は最近の会計年度末の実績としてください。

（イ）に加入の場合

1消費者戸数あたりの保険料×消費者戸数＝年間保険料

例 （イ）に消費者戸数1,000戸で加入
50円 × 1,000戸 = 50,000円

（ロ）に加入の場合

LPガス容器1本あたりの保険料×所有容器本数＝年間保険料

例 （ロ）に所有容器本数2,000本で加入
10円 × 2,000本 = 20,000円

（イ）と（ロ）に加入の場合

例 （イ）に消費者戸数1,000戸で加入
50円 × 1,000戸 = 50,000円

（ロ）に所有容器本数2,000本で加入
10円 × 2,000本 = 20,000円

50,000円 + 20,000円 = 70,000円

■保険の対象の協定保険価額

事故が発生の際は、以下の協定保険価額を基準とし、保険金をお支払いいたします。

（イ） ●LPガスメーター.....	10,000円
●調整器（ホースを含む）.....	5,000円
●供給管.....	5,000円
（ロ） ●LPガス容器..... 1本	5,000円 (大きき問わず)

オプション(回収・検査・廃棄費用補償)

■加入の方法

ご加入いただく場合は基本補償への加入が必要となります。

※LPガス容器に関する補償は基本補償で(ロ)のタイプに加入した場合のみ、補償対象となります。

■補償の内容

基本補償で保険金をお支払いする場合に発生する「LPガス供給設備機器回収費用」、「LPガス供給設備機器検査費用」、「LPガス供給設備機器廃棄費用」について被保険者が実際に要した費用について支払限度額を限度に保険金をお支払いします。



LPガス供給設備機器回収費用



LPガス供給設備機器検査費用



LPガス供給設備機器廃棄費用

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

LPガス供給設備機器回収費用

基本補償で保険金をお支払いする場合、保険の対象の回収費用を実費でお支払いします。

- ① (例) 自社所有のLPガス容器が水災で流出し全損となった。全損となった容器を回収するための船のチャーター代、追加人件費等の実費が補償の対象。自社所有以外の容器を併せて回収する場合は実費×基本補償の保険金が支払われる自社所有分本数/全回収本数で按分してお支払いします。

LPガス供給設備機器検査費用

基本補償で保険金をお支払いする場合、保険の対象の検査費用を実費でお支払いします。

- ② (例) 自社所有のLPガス容器が水災で流出した。自社所有のLPガス容器の使用可否を確認するために容器検査所等で検査を行う際の費用等の実費が補償の対象。ただし、基本補償での保険金支払いがお支払いの要件のため、検査の結果、使用可能で全損にならなかった場合はお支払い対象外です。水災以外の事故については損害の程度に関わらず、保険金をお支払いする場合には検査費用も補償の対象になります。

LPガス供給設備機器廃棄費用

基本補償で保険金をお支払いする場合、保険の対象の廃棄費用を実費でお支払いします。

- ③ (例) 自社所有のLPガス容器が水災で流出し全損になった。自社所有のLPガス容器の回収後の廃棄費用の実費が補償の対象。自社所有以外の容器を廃棄する場合は実費×基本補償の保険金が支払われる自社所有分本数/全廃棄本数で按分してお支払いします。

■免責金額

なし

■支払限度額、年間保険料(1事故)

タイプ名	支払限度額(販売所単位)	年間保険料(販売所単位)
タイプ A	100 万円	2,500 円
タイプ B	500 万円	10,000 円
タイプ C	1,000 万円	20,000 円
タイプ D	5,000 万円	100,000 円

保険金をお支払いできない主な場合

- 基本補償に準じます

地震危険担保特約条項

■加入の方法

ご加入いただく場合は基本補償への加入が必要となります。

※LPガス容器は基本補償並びに地震危険担保特約条項で(口)のタイプに加入した場合のみ、補償対象となります。

■補償の内容

基本補償の保険の対象となるLPガス供給設備機器を対象とし、保険期間中に日本国内で生じた次のいずれかに該当する損害を補償します。**ただし、全損のみ担保します。**

- ①地震または噴火による火災、破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によって生じた損害
- ②地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
- ③地震または噴火によって生じた損壊（噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。）、埋没または流失の損害

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

地震危険担保特約条項に基づき損害保険金をお支払いいたします。

お支払いする損害保険金は約款に規定の損害保険金×縮小支払割合50%となります。

■免責金額

なし

■支払限度額

1販売所あたり**1,000**万円、制度全体で1事故・期間中**20**億円とします。

（1事故・期間中で20億円を超過する場合は、お支払する保険金が削減されます。）

！ 地震等の場合の全損の定義

LPガス容器、LPガスメーター、調整器（ホース含む）、供給管の区分ごとに以下の通りとします。

① LPガス容器について

- ・第三者によって保険の対象が修理不能であることを証明する書類が発行された場合
- ・検査（所定の指定容器検査機関または容器検査所の登録を受けた業者による）の結果、使用不能となった場合
- ・保険の対象の損傷を修繕するために要する額が保険価額の全額に相当する額を超える場合

② LPガスメーター、調整器（ホース含む）、供給管

- ・第三者によって保険の対象が修理不能であることを証明する書類が発行された場合
- ・水没、流出、埋没した場合
- ・保険の対象の損傷を修繕するために要する額が保険価額の全額に相当する額を超える場合

※全損保険金を受け取る場合は保険の対象の再利用はできません。

■年間保険料(※保険の対象がどのゾーンに所在するかで保険料が異なります)

タイプ名	保険の対象物	(1ゾーン)	(2ゾーン)	(3ゾーン)
		千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、長野県、山梨県、三重県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、徳島県、高知県	左記以外の都道府県
(イ)タイプ	LPガス容器以外の消費者宅に設置されたLPガス供給設備機器一式	1消費者戸数あたり 530円	1消費者戸数あたり 340円	1消費者戸数あたり 140円
(ロ)タイプ	LPガス容器一式	LPガス容器1本あたり 130円	LPガス容器1本あたり 80円	LPガス容器1本あたり 30円

例

埼玉県の販売所(消費者戸数1,000戸、所有容器本数2,000本)で、内東京都に所在する消費者戸数が100戸、容器本数が200本の場合

(イ) $340円 \times 900戸 = 306,000円$

(ロ) $80円 \times 1,800本 = 144,000円 \cdots ①$

(イ) $530円 \times 100戸 = 53,000円$

(ロ) $130円 \times 200本 = 26,000円 \cdots ②$

合計地震特約保険料(①+②)=**529,000円**となります。

※1 ご加入の際は(イ)、(ロ)のタイプのいずれかまたは両方にご加入いただけます。ご加入の際は加入するタイプの対象機器について所有する全ての保険対象物に保険を付保します。保険対象物の一部のみ加入することはできません。

※2 LPガス容器は(ロ)に加入した場合のみ、補償対象になります。(ロ)のタイプに加入の場合は、他社に貸与しているLPガス容器を含めて所有する全てのLPガス容器に保険を付保します。

※3 一部のゾーンに所在している対象物を除いてのご加入はできませんのでご注意ください。なお、実際と異なるゾーンタイプにてご加入の場合は保険金をお支払いできない場合がございます。

※4 消費者戸数、LPガス容器本数は最近の会計年度末の実績としてください。

■保険の対象の協定保険価額

事故発生の際は、以下の協定保険価額を基準とし、損害保険金に50%(縮小支払割合)を乗じた額を損害保険金としてお支払いいたします。

(イ) ●LPガスメーター.....	10,000円
●調整器(ホースを含む).....	5,000円
●供給管.....	5,000円
(ロ) ●LPガス容器.....	1本 5,000円

保険金をお支払いできない主な場合

- 事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書きその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害

等

ご注意点

(契約概要・注意喚起情報のご説明) この保険にご加入いただく事業者は、必ずご一読ください。

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して被保険者にとって不利益となる事項など、特にご注意ください。いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましては、お問い合わせ先までお問い合わせください。ご入用の場合には、都道府県協会窓口にお申し出ください。
- ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、本説明書の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

■ 契約概要

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はご契約者が有します。この保険の契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲につきましては、以下の通りとなります。

保 険 契 約 者：一般社団法人 全国 LP ガス協会

被 保 険 者：一般社団法人全国LPガス協会の会員である各協会に所属する者で次のいずれかに該当する者

- ・LPガス販売事業者(除く簡易ガス事業者)および卸売事業者
- ・LPガス配送事業者

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金②保険金をお支払いできない主な場合③保険期間などにつきましては、この加入のご案内をご参照ください。

(3) 引受条件(支払限度額等)

この保険での引受条件(支払限度額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細は、この加入のご案内をご参照ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料は消費者戸数、LPガス容器所有本数などによって決定されます。正しくご通知いただかない場合は保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険料の払込方法については、各都道府県協会までお問い合わせください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

4. 募集締切日、加入依頼書の送付先

募集締切日、加入依頼書の送付先は各都道府県協会までお問い合わせください。

■ 注意喚起情報

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。

※通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（LPライフは含みません）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- (1) 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- (2) 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈保険会社破綻時の取扱い等〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限りです。））またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

〈事故が起こったとき〉

事故が発生した場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

〈その他ご加入に関するご注意事項〉

- ・代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- ・ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

本紙はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

〈個人情報の取扱いに関するご案内〉

- (1) 保険契約者である一般社団法人全国LPガス協会は、一般財団法人全国LPガス保安共済事業団を通じて、引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、損害保険ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

(2) 一般財団法人全国LPガス保安共済事業団は、同事業団業務(統計・事故・災害時対応など)、および損害保険代理店業務の遂行に必要な範囲で利用します。

※申込人(加入者)および被保険者は、前記の個人情報の取扱いに関するご案内に同意の上でご加入ください。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

■加入依頼書記入にあたって

記載例をご参照の上、ご記入ください。ご加入の際には加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。特に、告知事項について事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

■個別加入方式

販売所ごとに加入する方式です。

■本社一括加入方式

複数の販売所等を有する事業者は、ご希望により本社が一括して保険加入手続きを行うことができます。本社一括加入の場合は専用の加入依頼書・明細書を使用してお申し込みください。

■加入内容の変更・期中での中途加入・脱退について

本保険制度は以下の場合を除き、変更の手続きは不要です。

- ・事業者の名称変更、事業者本社の住所変更、事業者の代表者変更
- ・販売所などの名称変更、販売所などの住所変更
- ・事業者と統合、事業者の分割、事業者の廃業
- ・販売所の統合、販売所の分割、販売所の廃業
- ・他の事業者からの商圏を譲り受けたとき

また、期中での中途加入は不可となりますので、ご加入の場合は年1回の募集の際にご加入ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

幹事保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
幹事保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご加入いただく際は、パンフレット等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

加入依頼書(個別加入用)記入例

※白抜き部分だけは数字で記入してください。

[illegible]

加入依頼書(本社一括加入用)記入例

※白抜き部分だけ漢字または数字で記入してください。

郵便番号を記入してください。

電話番号を記入してください。

協会使用欄には記入
しないでください。

[illegible]

行政庁へ届出の
本社住所・商号
を必ず記入して
ください。

訂正がある場合は、上部余白に新しい内容を記入し、打出し内容を横線で抹消してください。

捺印をお願いします。
法人の場合は法人印または代表者
印を捺印すること。
代表者印は正式に登録されたもの
でなくとも差支えありません。

加入希望時には
○印をつけてく
ださい。

消費者戸数、所有本数にそれぞれの保険料を乗算し記入してください。

本社一括加入明細書記入例

※白抜き部分だけ漢字または数字で記入してください。

明細書が複数ある場合には通し番号を記入してください。

消費者戸数、所有本数にそれぞれの保険料を乗算し記入してください。

販売所（事業所）毎の合計を必ず記入してください。

LPガス供給設備機器総合保険本社一括加入明細書 (LPライフNEO)														
事業者名		LPガス株式会社				基本補償		費用補償		地震特約		合計保険率		No.
本 社 コード	県コード	企業コード	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	
1	3	8	2	9	0	(イ)消費者戸数	(ロ)所有本数	保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	
販売所名称	東京営業所	県コード	1	3	0	2	0	1	600	1,000	40,000	500	265,000	471,500
住所	〒 102-0082	地区コード	1	3	0	2	0	1	30,000	10,000	40,000	1,000	130,000	34,000
販売所名称	東京都千代田区一番町 4-2	地区コード	1	3	0	2	0	1	50	2,500	2,500	50	17,000	22,000
住所	〒 330-0800	地区コード	1	1	0	2	0	2	2,500	50,000	50,000	100	34,000	70,000
販売所名称	さいたま市大宮区本町 1-3-3	地区コード	1	1	0	2	0	2	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
住所	〒 336-0007	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
販売所名称	浦和充填所	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
住所	〒 336-0007	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
販売所名称	さいたま市浦和区仲町 2-4-1	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
住所	〒 336-0007	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
販売所名称	-	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
住所	-	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
販売所名称	-	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
住所	-	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
販売所名称	-	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000
住所	-	地区コード	1	1	0	1	0	3	5,000	50,000	50,000	50	17,000	22,000

機械で打出された内容に変更・訂正がある場合は、上部余白に新しい内容を記入し、打出し内容を横線で抹消してください。

2020年3月作成 19-TC08098

保険会社用 1

■ 事故時の対応について

連絡先

まずは、お申込み先の都道府県協会(P.17をご参照ください)にご連絡ください。

ご連絡いただく主な項目

- (1)いつ 事故発生年月日、時間
- (2)どこで 事故発生場所
- (3)だれが 事業者名、住所、電話番号、担当者名
- (4)どうなった 事故の内容
- (5)主な必要書類 **【共通書類】**
 - ・事故報告書
 - ・事故対象物の所有が証明できる書類(保安台帳や自社の台帳など)
 - ・事故現場、事故対象物の写真
 - ・損害額を立証する資料(修理見積書等)

【水災・地震・噴火・津波の場合】

共通書類に加えて以下の書類が必要となります。

- ・第三者による保険の対象が修理不能であることを証明する書類(メーカーが発行する修理不能証明書等)
- ・所定の指定容器検査機関または容器検査所の登録を受けた業者が行う検査結果
- ・流出状況などがわかる写真

【盗難の場合】

- ・公的な盗難証明書

- 保険事故または保険事故の原因となる不測かつ突発的な事故が発生した場合は、遅滞なく書面で都道府県協会または取扱代理店・幹事保険会社までご連絡ください。
- 保険の対象が盗取された場合および、盗難が発生した場合は、遅滞なく所轄警察署に必ず届けてください。警察署への届出が無かった場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

LPライフNEO 事故報告書

報告者 様 (☐ 被保険者 ☐ 扱者 ☐ その他)	住所	報告日 年 月 日
		TEL

『事故の内容をお聞かせください』

保険種目 (該当に○)	基本補償		(イ)		(ロ)	
	回収・検査・廃棄費用補償		A	B	C	D
	地震危険担保特約条項		(イ)		(ロ)	
事業者	名称				販売所名	
	住所	〒	都道府県	市区郡	町村	担当者名
	TEL					

事故発生日	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃					
事故発生場所	住 所	都道府県 市区郡 町村				
	名 称					
	施設種類	住居・共同住宅・充てん所・販売所・運搬中 その他 ()				
	事故LPガスの用途					
事故概要	＜事故見取図＞					
	※損害を被ったLPガス機器の数量を明記ください。					

『ご連絡ありがとうございました』

協会受付印	保険会社受付印

「記載例」は次ページへ

LPライフNEO 事故報告書

報告者 LP 太郎 様 (☐ 被保険者 ☐ 扱者 ☐ その他)	住所 東京都新宿区新宿 1-26-1	報告日 2020 年 10 月 10 日 TEL 03-XXXX-111
--	-----------------------	---

『事故の内容をお聞かせください』

保険種目 (該当に○)	基本補償	(イ)		(ロ)				
	回収・検査・廃棄費用補償	A	B	C	D			
	地震危険担保特約条項	(イ)		(ロ)				
事業者	名称	LPガス 株式会社			販売所名	新宿販売所		
	住所	〒 000-000	東京 都道府県	新宿 市区郡	新宿 町村	1-26-1	担当者名	LP 太郎
	TEL	03-XXXX-1111						

事故発生日	2020 年 10 月 10 日 (木) 午前・午後 11 時 30 分頃	
事故発生場所	住 所	東京 都道府県 新宿 市区郡 新宿 町村
	名 称	〇〇様宅
	施設種類	(住居)・共同住宅・充てん所・販売所・運搬中 その他 ()
	事故LPガスの用途	家庭用
事故概要	台風〇号による増水で、川が氾濫し供給機器が水没。	
	LPガス容器50本が流出し、容器検査所での検査の結果	
	使用不能となった。	
	※損害を被ったLPガス機器の数量を明記ください。	
<事故見取図>		

協会受付印	保険会社受付印

『ご連絡ありがとうございました』

■損害サービスセンター担当一覧

担当保険会社	都道府県	担当店名称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
損害保険ジャパン	北海道	北海道火災新種保険金サービス課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2	011-222-4011	011-251-5894
	青 森	青森保険金サービス課	030-0801	青森市新町1-1-14	017-773-2711	017-773-4420
	秋 田	秋田保険金サービス課	010-0921	秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル4F	018-862-8423	018-863-7924
	岩 手	盛岡保険金サービス課	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	019-653-4145	019-653-2687
	山 形	山形保険金サービス課	990-0023	山形市松波1-1-1 損保ジャパン山形ビル4F	023-624-1735	023-625-0020
	宮 城	仙台火災新種保険金サービス課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル4F	022-298-2280	022-298-2290
	福 島	郡山保険金サービス課	963-8878	郡山市堤下町9-4 シゲキ郡山ビル4F	024-922-2614	024-922-2458
	栃 木	栃木保険金サービス課	320-0811	宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン宇都宮ビル 4F	028-627-8195	028-624-5738
	茨 城	茨城火災新種保険金サービス課	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-302-5161	029-231-8354
	千 葉	千葉火災新種保険金サービス課	260-8560	千葉市中央区弁天1-15-3 リードシー千葉駅前ビル 3F	050-3788-2906	043-252-1836
	埼 玉	埼玉火災新種保険金サービス課	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1	048-648-6006	048-647-5869
	群 馬	群馬保険金サービス課	371-0023	前橋市本町2-11-2 富士オートビル7F	027-223-5120	027-243-6154
	東 京	団体保険金サービス課	164-8608	東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス 5F	03-5913-3955	03-3385-5500
	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス課	231-8422	横浜市中区本町2-12	045-661-2626	045-201-2061
	新 潟	新潟火災新種保険金サービス課	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン新潟セントラル5F	025-244-5191	025-244-8130
	長 野	長野保険金サービス課	380-0824	長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル6F	026-228-7311	026-228-7341
		松本保険金サービス課	390-0874	松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル2F	0263-33-3113	0263-37-0452
	山 梨	山梨保険金サービス課	400-0031	甲府市丸の内1-12-4	055-237-7287	055-233-2191
	静 岡	静岡火災新種保険金サービス課	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア10F	054-254-1291	054-254-3529
	愛 知	愛知火災新種保険金サービス第二課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	052-953-3903	052-953-3092
	三 重	愛知火災新種保険金サービス第一課			052-953-3911	052-953-3691
	岐 阜	愛知火災新種保険金サービス第二課			052-953-3903	052-953-3092
	富 山	富山保険金サービス課	930-0029	富山市本町3-21	076-441-7550	076-442-2492
	石 川	金沢火災新種保険金サービス課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	076-232-2434	076-232-2193
東京海上日動火災保険	コマーシャル損害部 国際火災技術グループ		100-8050	東京都千代田区丸の内1-2-1	0120-119-110 東京海上日動 安心110番(事故受付センター) MAIL : web-admin1553@tmnf.jp ※お問い合わせ・ご連絡は原則メールでお願い致します。	03-5223-0390

都道府県協会連絡先

	支 部(協会名)	郵便番号	住 所	電話番号
東 日 本 地 区	一般社団法人 北海道LPガス協会	003-0013	札幌市白石区中央3条3-1-40	011-812-6411
	一般社団法人 青森県エルピーガス協会	030-0802	青森市本町2-4-10 田沼ビル内	017-775-2731
	一般社団法人 秋田県LPガス協会	010-0951	秋田市山王3-1-7 東カン秋田ビル3F	018-862-4918
	一般社団法人 岩手県高圧ガス保安協会	020-0015	盛岡市本町通1-17-13	019-623-6471
	一般社団法人 山形県LPガス協会	990-0025	山形市あこや町1-2-12 あこや町ビル2F	023-623-8364
	一般社団法人 宮城県LPガス協会	980-0014	仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館5F	022-262-0321
	一般社団法人 福島県LPガス協会	960-1195	福島市上鳥渡字蛭川22-2	024-593-2161
	一般社団法人 栃木県LPガス協会	321-0941	宇都宮市東今泉2-1-21 栃木県ガス会館	028-689-5200
	一般社団法人 茨城県高圧ガス保安協会	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館12F	029-225-3261
	一般社団法人 千葉県LPガス協会	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1	043-246-1725
	一般社団法人 埼玉県LPガス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂1丁目2番1-410号 エイベックスタワー浦和オフィス東館	048-823-2020
	一般社団法人 群馬県LPガス協会	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6F	027-255-6121
	一般社団法人 東京都LPガス協会	160-0022	新宿区新宿1-36-4 丁子屋ビル4F	03-5362-3881
	公益社団法人 神奈川県LPガス協会	231-0003	横浜市中区北仲通3-33 共済ビル別館内	045-201-1400
	一般社団法人 新潟県LPガス協会	(8月2日まで) 951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 新潟県中小企業会館内	025-267-3171
		(8月3日以降) 951-8640	新潟市中央区白山浦1-636-30	025-267-3171
	一般社団法人 長野県LPガス協会	380-0935	長野市中御所1-16-13 天馬ビル4F	026-229-8734
	一般社団法人 山梨県LPガス協会	400-0035	甲府市飯田1-4-4 ヒロセビル2F	055-228-4171
	一般社団法人 静岡県LPガス協会	420-0064	静岡市葵区本通6-1-10 静岡県プロパン会館3F	054-255-2451
	一般社団法人 愛知県LPガス協会	460-0011	名古屋市中区大須4丁目1番70号 TANAKA名古屋ビル5F	052-261-2896
	一般社団法人 三重県LPガス協会	514-0803	津市柳山津興369番地の2	059-227-6238
	一般社団法人 岐阜県LPガス協会	500-8384	岐阜市藪田南5-11-11 岐阜県LPG会館	058-274-7131
	一般社団法人 富山県エルピーガス協会	930-0004	富山市桜橋通り6-13 富山フコク生命第1ビル4F	076-441-6993
	一般社団法人 石川県エルピーガス協会	920-8203	金沢市鞍月2丁目3番地 石川県鉄工会館3F	076-254-0634
西 日 本 地 区	一般社団法人 福井県LPガス協会	918-8037	福井市下江守町第26号35番地4	0776-34-3930
	一般社団法人 滋賀県LPガス協会	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2F	077-523-2892
	一般社団法人 京都府LPガス協会	601-8306	京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1 KONAビル 2F	075-314-6517
	一般社団法人 奈良県LPガス協会	630-8132	奈良市大森西町13-12 奈良県エルピーガス会館2F	0742-33-7192
	一般社団法人 和歌山県LPガス協会	640-8341	和歌山市黒田102-1	073-475-4740
	一般社団法人 大阪府LPガス協会	541-0055	大阪市中央区船場中央2-1 船場センタービル4号館405号	06-6264-7888
	一般社団法人 兵庫県LPガス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5F	078-361-8064
	一般社団法人 鳥取県LPガス協会	680-0911	鳥取市千代水1丁目133	0857-22-3319
	一般社団法人 岡山県LPガス協会	700-0985	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所5F	086-225-1636
	一般社団法人 島根県LPガス協会	690-0886	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館7F	0852-21-9716
	一般社団法人 広島県LPガス協会	733-0812	広島市西区己斐本町3-8-5 広島県LPガス会館	082-275-1804
	一般社団法人 山口県LPガス協会	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館内	083-925-6361
	一般社団法人 徳島県エルピーガス協会	771-0134	徳島市川内町平石住吉209-5 徳島健康科学総合センター4F	088-665-7705
	一般社団法人 香川県LPガス協会	760-0020	高松市錦町1丁目6番8号	087-821-4401
	一般社団法人 高知県LPガス協会	780-8031	高知市大原町80-2 高知県石油会館	088-805-1622
	一般社団法人 愛媛県LPガス協会	790-0011	松山市千舟町六丁目2-8 千舟T.Sビル3F	089-947-4744
	一般社団法人 福岡県LPガス協会	812-0015	福岡市博多区山王1-10-15	092-476-3838
	一般社団法人 佐賀県LPガス協会	840-0804	佐賀市神野東二丁目2-1 フルカワビル5F	0952-20-0331
	一般社団法人 長崎県LPガス協会	850-0055	長崎市中町1-26 NAGASAKI中町ビル7F	095-824-3770
	一般社団法人 大分県LPガス協会	870-0901	大分市西新地1-9-5 大分県LPガス会館	097-558-5483
	一般社団法人 熊本県LPガス協会	862-0951	熊本市中央区上水前寺2-18-4	096-381-3131
	一般社団法人 宮崎県LPガス協会	880-0912	宮崎市大字赤江字飛江田774 宮崎県エルピーガス会館内	0985-52-1122
	一般社団法人 鹿児島県LPガス協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町5-6 鹿児島県プロパンガス会館2F	099-250-2535
	一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7F	098-858-9562

MEMO

【取扱代理店】

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル TEL **03-3593-8071** FAX **03-3593-8074**

【引受保険会社】

東日本地区
幹事会社**損害保険ジャパン株式会社**（担当課）営業開発部 第三課

<受付時間> 午前9時から午後5時まで（土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL **03-3349-3820** FAX **03-6388-0157**西日本地区
幹事会社**東京海上日動火災保険株式会社**（担当課）本店営業第二部営業第一課

<受付時間> 午前9時から午後5時まで（土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL **03-3285-1801** FAX **03-5223-3071**